

奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年六月十七日

奈良県人事委員会委員長 馬場 勝也

奈良県人事委員会規則第六号

奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月奈良県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「別表第十二」を「別表第十三」に改める。

別表第七本庁の項中「参事」を「総括参事 参事」に改める。

別表に次の一表を加える。

別表第十三（第二条関係）

さくら広域環境衛生組合の管理職員等の範囲

機 関	職 員
さくら広域環境衛生組合	会計管理者 局長 次長 次長補佐

附 則

この規則は、公布の日から施行する。